

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、介護保険事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報に記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	海田町は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務(①及び③を除く) ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 番号法の別表に基づいて、海田町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1 介護保険管理システム 2 国民健康保険連合会伝送システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険管理情報ファイル(介護保険管理システムDB) (2)介護保険被保険者証等再交付申請書(紙) (3)介護保険料減免・徴収猶予申請書(紙) (4)介護保険料減免理由消滅届出書(紙) (5)介護保険利用者負担額減額申請書(紙) (6)介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書(紙) (7)介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書(紙) (8)介護保険負担限度額認定申請書(紙) (9)介護保険高額介護(介護予防)サービス費・高額介護予防サービス費相当事業サービス費支給申請書(紙) (10)高額医療合算介護サービス費支給申請書(紙) (11)介護保険要介護(要支援)認定・要介護(要支援)更新認定申請書(紙) (12)要介護認定・要支援認定区分変更申請書(紙) (13)居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(紙) (14)介護保険被保険者異動届(紙) (15)第三者行為による被害届(紙)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表の100の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。) (情報照会)省令第2条の表 131, 132の項 (情報提供)省令第2条の表 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿保険課
②所属長の役職名	長寿保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823-9627
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823-9627
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業が発生する際は、二重確認・整合性確認を行い誤りの発生防止対策を取っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

利用端末に二要素認証(PASS・ICカード)を適用するとともに、適切なアクセスログの管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称(一部)	1 介護保健管理システム	1 介護保険管理システム	事後	誤記載による
平成28年8月23日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名(一部)	(1)介護保険管理情報ファイル(介護保健管理システムDB)	(1)介護保険管理情報ファイル(介護保険管理システムDB)	事後	誤記載による
平成28年8月23日	「I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先」及び「8. 特定個人情報ファイルの問合せ 連絡先」(一部)	ファックス:082-823-9267	ファックス:082-823-9627	事後	誤記載による
平成30年2月6日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の「②法令の根拠」(一部)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 107の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第1項第1号, 第5号ハ, 第3条第1項第1号, 第5号ハ, 第6条第1項第1号, 第4号ロ, 第19条第1項第1号ヨ, 第25条第1項第3号ハ, 第30条第1項第8号, 第32条第1項第1号ハ, 第2号ハ, 第3号, 第33条第1項第5号, 第43条第1項第3号ハ, 第44条第1項第1号ヨ, 第47条第1項第6号二, 第8号ロ, 第9号ロ ※別表第二の1, 4, 5, 30, 33, 39, 58, 90, 95, 107の項に対応する別表第二省令の公布の後、追記を行う予定	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第1項第1号, 第2号, 第6号ハ, 第7号, 第3条第1項第1号, 第2号, 第6号ハ, 第6条第1項第1号, 第4号ロ, , 第7条第1項第3号二, 第10条第1項第3号二, 第19条第1項第1号レ, 第25条第1項第3号ハ, 第30条第1項第9号, 第32条第1項第1号ハ, 第2号ハ, 第3号, 第33条第1項第5号, 第43条第1項第3号ハ, 第44条第1項第1号レ, 第47条, 第55条第1項第6号ロ ※別表第二の1, 4, 30, 33, 39, 58, 90, 95, 117の項に対応する別表第二省令の公布の後、追記を行う予定	事後	情報連携事務の確認による
平成31年4月8日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の「②法令の根拠」(一部)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第1項第1号, 第2号, 第6号ハ, 第7号, 第3条第1項第1号, 第2号, 第6号ハ, 第6条第1項第1号, 第4号ロ, , 第7条第1項第3号二, 第10条第1項第3号二, 第19条第1項第1号レ, 第25条第1項第3号ハ, 第30条第1項第9号, 第32条第1項第1号ハ, 第2号ハ, 第3号, 第33条第1項第5号, 第43条第1項第3号ハ, 第44条第1項第1号レ, 第47条, 第55条第1項第6号ロ ※別表第二の1, 4, 30, 33, 39, 58, 90, 95, 117の項に対応する別表第二省令の公布の後、追記を行う予定	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第2号, 第3号, 第8号, 第3条第3号, 第4号, 第9号, 第6条第1号, 第5号, 第7条第3号, 第10条第3号, 第19条第1号～第6号, 第22条の2第1号, 第2号, 第6号, 第24条の2第1号, 第3号, 第7号, 第25条第3号, 第30条第9号, 第31条の2第2号, 第4号, 第8号, 第32条第1号～第3号, 第33条第5号, 第43条第3号, 第44条第1号～第6号, 第47条第1項第1号, 第55条第1号, 第2号, 第8号, 第55条の2第1号, 第2号, 第59条の3第3号 ※別表第二の1, 4, 30, 90, 95の項に対応する別表第二省令の公布の後、追記を行う予定	事後	情報連携事務の確認による
平成31年4月8日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の「②法令の根拠」(一部)	長寿保険課長 伊藤 仁士	長寿保険課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	「IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月29日時点	平成31年4月1日時点	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月8日	「IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月29日時点	平成31年4月1日時点	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月8日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報 の提供・移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通 じた提供を除く。)	—	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報 の保管・消去	—	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発	—	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出・公 表が義務付けられていない。
令和2年10月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報 ファイル名(一部)	(1)介護保険管理情報ファイル(介護保険管理 システムDB) (2)認定審査会対象者一覧 (3)新予防給付対象者一覧 (4)住宅改修費申請者名簿 (5)福祉用具購入申請者名簿 (6)高額介護サービス費申請者名簿 (7)高額医療合算介護サービス費申請者名簿 (8)認定申請受付名簿 (9)給付制限一覧表(エクセル)	(1)介護保険管理情報ファイル(介護保険管理 システムDB) (2)介護保険被保険者証等再交付申請書(紙) (3)介護保険料減免・徴収猶予申請書(紙) (4)介護保険料減免理由消滅届出書(紙) (5)介護保険利用者負担額減額申請書(紙) (6)介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費 支給申請書(紙) (7)介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給 申請書(紙) (8)介護保険負担限度額認定申請書(紙) (9)介護保険高額介護(介護予防)サービス 費・高額介護予防サービス費相当事業サービ ス費支給申請書(紙) (10)高額医療合算介護サービス費支給申請 書(紙) (11)介護保険要介護(要支援)認定・要介護 (要支援)更新認定申請書(紙) (12)要介護認定・要支援認定区分変更申請 書(紙) (13)居宅サービス計画作成依頼(変更)届出 書(紙) (14)介護保険被保険者異動届(紙) (15)第三者行為による被害届(紙)	事後	特定個人情報ファイル名の再 確認による
令和5年9月8日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総 務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第 四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」 が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 3 3, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 9 4, 95, 108の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第2号, 第3号, 第8号, 第3条第3号, 第4 号, 第9号, 第6条第1号, 第5号, 第7条第3号, 第1 0条第3号, 第19条第1号～第6号, 第22条の2第1 号, 第2号, 第6号, 第24条の2第1号, 第3号, 第7 号, 第25条第3号, 第30条第9号, 第31条の2第2 号, 第4号, 第8号, 第32条第1号～第3号, 第33条 第5号, 第43条第3号, 第44条第1号～第6号, 第4 7条第1項第1号, 第55条第1号, 第2号, 第8号, 第 55条の2第1号, 第2号, 第59条の3第3号 ※別表第二の1, 4, 30, 90, 95の項に対応する別 表第二省令の公布の後、追記を行う予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第 二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又 は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの」が含まれる項(93の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第 二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94 の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第46条, 第47条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別 表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付 等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 17, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 1 17の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7 条, 第10条, 第19条, 第22条の2, 第24条 の2, 第25条, 第30条, 第31条の1, 第32 条, 第33条, 第43条, 第44条, 第47条, 第5 5条, 第59条の2の3 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険 給付の支給又は地域支援事業の実施に関す る事務であって主務省令で定めるもの」が含ま れる項(93の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険 給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの」が含まれる項(94の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第46条, 第47条	事後	法令改正のため
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823- 9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823- 9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎 移転後の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 17, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第10条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第30条, 第31条の1, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第47条, 第55条, 第59条の2の3	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項, 第140条第3項, 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(46, 83, 95項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項であって介護保険法が対象となる項(5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 109, 120項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第46条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2, 第59条の3	事後	情報連携事務の確認による
令和6年6月5日	3.個人情報の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」) ・番号法第9条第1項 別表の100の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	根拠省令の改正
令和6年6月5日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項, 第140条第3項, 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(46, 83, 95項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項であって介護保険法が対象となる項(5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 109, 120項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第46条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第46条, 第47条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年号外デジタル庁、総務省令第9号。以下「省令」) (番号法別表における情報提供及び情報照会の根拠) 100の項 (省令における情報提供の根拠) :第4条, 第5条, 第8条, 第9条, 第13条, 第17条, 第29条, 第40条, 第44条, 第58条, 第67条, 第71条, 第72条, 第82条, 第85条, 第88条, 第89条, 第110条, 第117条, 第118条, 第127条, 第130条, 第133条, 第134条, 第139条, 第146条, 第147条, 第160条, 第163条 (省令における情報照会の根拠) :第2条表中131の項及び132の項	事後	根拠省令の改正
令和7年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法別表における情報提供及び情報照会の根拠) 100の項 (省令における情報提供の根拠) :第4条, 第5条, 第8条, 第9条, 第13条, 第17条, 第29条, 第40条, 第44条, 第58条, 第67条, 第71条, 第72条, 第82条, 第85条, 第88条, 第89条, 第110条, 第117条, 第118条, 第127条, 第130条, 第133条, 第134条, 第139条, 第146条, 第147条, 第160条, 第163条 (省令における情報照会の根拠) :第2条表中131の項及び132の項	(情報照会)省令第2条の表 131, 132の項 (情報提供)省令第2条の表 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項	事後	根拠省令の改正
令和7年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和7年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業	-	「十分である」 判断の根拠 「人手を介在させる作業が発生する際は、二重 確認・整合性確認を行い誤りの発生防止対策 を取っている。」	事後	新様式への移行
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	-	「○」全項目評価又は重点項目評価を実施す る。	事後	新様式への移行